

公益財団法人大和地所記念財団
評議員、役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人大和地所記念財団（以下「本法人」という。）定款第15条及び第30条の規定に基づき、評議員及び役員報酬等の支給及び費用の支払いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、本法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(役員報酬等)

第3条 常勤理事には、報酬を支給することができるものとする。退職手当は支給しない。

- 2 評議員及び非常勤役員には、評議員会、理事会、監事監査、及びこれに準ずる会議への出席毎に、報酬として1日当たり評議員については手取20,000円（源泉徴収額は除く）を、非常勤役員については手取10,000円（源泉徴収額は除く）を支給する。ただし、同一日に2以上の会議に出席した場合は重複して支給しない。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬の支給は口座振込の方法により支払う。

(費用)

第5条 評議員及び役員がその職務の遂行に当たって負担した費用は、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第6条 本法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

1 第6条については、本法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条の規定による公益認定を受けた日から効力を生じるものとし、同日において本法人の名称及び定款の条番号等について必要な修正を行うものとする。

2 この規定は、2023年6月23日から施行する。